

第29回商工会特産品フェア「ありんくりん市」出展要領

1. 募集対象

3 3 市町村商工会及び会員

(地域特産品の製造・販売を主たる事業とする事業者を対象)

商工会の伴走型支援を受けている事業所で地域特産品の製造・販売を主たる事業とする事業者を対象としてください。

2. 出 展

(1) 出展・出品基準

- ①商工会地域の生産加工品等であること。
- ②県産品(2次産業製品については、製造又は加工の最終段階が県内で行われた物品)であること(県産品以外の出品物があれば即時テントを撤去する)。
- ③食品表示法、改正食品衛生法、JAS法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法等の法規に反しないこと。
- ④出展物には生産(製造)地、製造(企業)者名、工程、特徴、商品特性、賞味期限等を明記すること。
- ⑤販売物には必ず名称、商品名、小売価格(総額表示)を表示すること。
- ⑥新規出展または出展回数の少ない事業者を優先してください。
- ⑦経営発達支援計画との整合性(同計画で支援する事業者)を図ること。
- ⑧販路開拓支援に積極的な事業者(ありんくりん市出展後も商談会等への参加を希望するなど)を選定してください。
- ⑧本出展要領及び、沖縄の産業まつり出展要項を満たすもの
- ⑨委員会が適正と認めたもの。

※県産品以外の出展、ゴミの不法投棄、路面・側溝の汚染などがあった場合は次回からの出展を認めません。

(2) 出展方法・出展申込み

- ①出展区画及び区分は次のとおり

○出展区画

・原則として1商工会あたり1小間とするが、会場スペースを勘案して追加申込を受け付けることとする。

・1小間のサイズは、2間×2間「3.56m×3.56mの正方形」

○出展区分

・グルメコーナー(飲食実演販売) 最大24小間予定

・特産品販売コーナー(食品・非食品等物販) 73小間予定

※加熱を伴う調理機器(火器・IH含む)を使用する事業者はグルメコーナーへ出展を申し込んでください。

※グルメコーナー及び特産品販売コーナーの小間数は申込状況により前後する場合があります。

※グルメコーナーは出展小間数に限りがありますので、商工会が実施する経営発達支援計画等の伴走型支援等で開発された商品を優先して下さい。その他の実演販売希望の事業所については、その他産業まつり出展(市町村コーナー等)へご案内下さい。

※キッチンカーでの出店は、スペースが確保できないことから受付できません。ご了承ください。

※出展区分で出展スペースを分けします。

※商工会特産品コンテストで県知事賞並びに県連会長賞を受賞した事業所には、それぞれブースをご用意します(4ブース)

②使用什器等は各自手配(例：冷蔵ケース、イス等)

(3) 出展料 (1小間)

①出展料については、1小間140,000円※とする。

※消費税・開催運営費含む

※離島地区商工会については1小間目については50,000円を県連から補助する)。

②1商工会1小間を超える追加分については、離島地区についても1小間につき140,000円とする。

※ 搬入・搬出費については、出展業者負担とする。

※ 出展料支払の締め切りを令和8年9月下旬までとする。期日までに入

金が無い場合、出展受付ができない場合があります。

3. 申込期間及び申し込み方法

出展業者は、専用申込フォーム(ネット申込)にて必要事項を入力し出展を申込みものとする。

出展申し込み期間：令和8年6月15日～7月15日

※出展場所確定後（9月8日予定）のキャンセルは認めない。

申し込み URL 及び QR コード

<https://ec8451ff.form.kintoneapp.com/public/29-arinkurin-entryform>



4. 開催期日

令和8年10月23日(金)～10月25日(日) 3日間

5. 商品の搬入と搬出

<搬入> 令和8年10月22日(木) 13時～17時(予定)

<搬出> 令和8年10月26日(月) 9時～正午(予定)

※搬入、搬出は指定時間内に完了すること

6. 出展に当たっての留意事項

(1) 出展場所等の抽選及び販売員の心得、会場レイアウト、駐車場、設備等については、出展者説明会（9月8日）にて説明する。

(2) 経営指導員並びに出展事業者は、必ず出展者説明会に参加すること。

(3) 出展者説明会の他に出店者を対象とした販路開拓支援セミナーを開催する。

経営指導員並びに出展事業者は参加すること。

7. その他

(1) 電力負荷表の提出について

1小間の基本設備として1小間につき蛍光灯1本、コンセント(2口用)1個を設置いたします。出展事業者は電気機器の使用の有無にかかわらず、必ず電力負荷表を(有)朝電気工事提出してください。

※1kwを超えて電力を使用する場合は追加料金が発生します。

※電気調理器・冷蔵庫等高出力機器は電気追加工事が発生する場合があります。

※ありんくりん市当日、事前申請のない電気機器の使用が確認された場合は、追加料金を請求いたします。

※電力負荷表は出展説明会(9月8日)に配布いたしますので、速やかに(有)朝電気工事へご提出ください。

(2) 水道工事について

公園内常設の「水道」は、洗い物等で使用しないでください。水道工事が必要な出店事業者は沖縄県工業連合会に申請を行ってください。料金については**50,000円**となりますので予めご了承ください。

※水道工事は蛇口の取り付けのみとなっておりますので、排水等については各出店事業者にて対応をお願いします。

(3) 排水処理について

調理用等で水道を使用する出展事業者は、使用した水をそのまま敷地内の排出溝に流すのではなく、食品等を取り除いた後、「タンク」等に溜めて、溜まった汚水は総合洗い場(沖縄の産業まつり会場内4カ所に設置)に流してください。

(4) **臨時**営業許可の申請等について

出展に係る**臨時**営業許可等の申請については、出展事業者にて申請をお願いします。

※那覇市にて使用できる**臨時**営業許可書は那覇市保健所が発行したものに限り
ます。（那覇市内は那覇市保健所が管轄）中部保健所や南部保健所等の管轄区域外の許可書は使用不可ですのでご注意ください。